

◎当市公設クラブにおける施設の面積、児童数及び指導員数等の状況

資料4(追加)

小学校区	クラブ	専用区画 の面積 A	国基準利用 可能児童数 B=A/1.65	H26.4.1 児童数 C	待機 見込数 C-B	1人あたり 面積 D=A/C	面積 不足率 1.65/D	国基準 支援単位数 E=C/40	国基準 指導員数 F=E*2	H26.4.1 常勤数 G	H26.4.1 非常勤数 H	指導員 過不足数 F-(G+H)	静養場所 の有無	備考
御殿場	御殿場	88.87	53	55	2	1.62	102%	2	4	3	1		△	
	御殿場第2	66.12	40	49	9	1.35	122%	2	4	2	2		○	
東	東	58.76	35	54	19	1.09	152%	2	4	2	1	1	×	
	東第2	46.81	28	31	3	1.51	109%	1	2	1	2	-1	×	
御殿場南	南	96.22	58	49		1.96		2	4	2	2		△	
	南永原	124.00	75	55		2.25		2	4	3	2	-1	△	
富士岡	富士岡	54.00	32	22		2.45		1	2	2	1	-1	×	
	富士岡第2	93.12	56	33		2.82		1	2	2	1	-1	○	
神山	神山	116.00	70	54		2.15		2	4	3	2	-1	○	神山区公民館を含む
原里	原里	73.92	44	66	22	1.12	147%	2	4	3	3	-2	×	
朝日	朝日	129.57	78	61		2.12		2	4	3	2	-1	○	
玉穂	玉穂	136.71	82	86	4	1.59	104%	3	6	4	4	-2	○	
印野	印野	43.00	26	20		2.15		1	2	1	2	-1	○	
高根	高根	90.00	54	50		1.80		2	4	3	3	-2	×	賃借物件を含む
計			731	685	59			25	50	34	28	-12		

静養場所の有無～○:別区画であり、△:仕切りなしであり、×:なし ↑

【考察】

項目	条項	区分	現状及び検討すべき事項
専用区画の面積1.65㎡/1人	9条2項	参酌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6クラブにおいて国の基準を満たさず ⇒ 現状でも全クラブ合計で59人の待機児童が発生してしまう</li> <li>・高学年児への対象拡大に伴う対応(部屋割り・トイレ等)</li> <li>・弾力的運用や経過規定の必要性</li> <li>・更なる施設整備の必要性</li> </ul>
支援員の員数	10条2項	従うべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状でも必ず複数の指導員を配置している</li> <li>・障がい児等に係る加配、指導員の安定的なシフト編成を考慮すると、必ずしも指導員が充足している訳ではない</li> </ul>
支援の単位ごと児童数40人以下	10条4項	参酌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くのクラブで40人を超えているため、支援単位の分割が必要</li> <li>・ワンルーム施設において支援単位を分割する場合の対応</li> <li>・弾力的運用や経過規定の必要性</li> </ul>